

## 戦国時代の聚落

越智, 重明

<https://doi.org/10.15017/2236688>

---

出版情報 : 史淵. 103, pp.15-43, 1971-02-15. 九州大学文学部  
バージョン :  
権利関係 :

# 戦国時代の聚落

越智重明

はし が き

かつて別稿で漢時代城内のみならず城外にも多数の聚落（里）があり、そこに農民が住んでいたことを述べた<sup>1</sup>。本稿はそのまえ、戦国時代にあっても同様のことが想定されるのを論ずる。ところで、それを追求する際、さらに遡って春秋時代から説き起すことと、直接的に戦国時代の実態を追求することとの二つが要求される。紙数の都合で両者を取りあげることが無理なので、本稿は主として前者を取りあげ、若干後者に及ぶこととする。なお、本稿は、戦国時代の家の人的構成、「開阡陌」に関する別の拙稿と相応じ、筆者の戦国秦漢時代の政治、社会体制解明への一前提をなすものである。

## 一、春秋時代初期、農民がすべて田野に居住していたこと

春秋時代、周の王の居所や諸侯のいる国（以下、「国」という）の四周には城があり、そのなかに聚落（邑）があった。「国」という際、広狭の二義があるが、それについてはのちにふれる。いまとりあげているのは広義のもので、外城＝郭を含むものである。しかし、春秋時代初期諸侯に服属する「国」の周辺（いわゆる野）にある小聚落（小邑）はじめ鄙とよばれたものは、もともと、その四周に土塁のようなものをもっていたにしても、後世の城というほど堅固なものを備えてはいなかったと推測される。それはのちにふれる聚落＝邑の規模からも窺われる。ところで、春秋時代初期、農民は「国」の周辺の小聚落にいた。これは当時農民が城内に住むことなく、田野にいたということでもある。本節はそうし

た点をとりあげる。

国語齊語には齊の管仲が行ったという、いわゆる参国伍鄙について、

(A) 桓公曰、為之若何。管子対曰、昔者聖王之治天下也、参其国、而伍其鄙。参、三也。国、郊以内也。伍、五也。鄙、郊以外也。謂三分国都、以為三軍。五分其鄙、以為五属也。聖王、定民之居、成民之事。謂使四民各居其職所也、若工就陵為之終也。以為葬、而慎用其六柄焉。柄、本也。六柄、謂若湯武也。官府、農就田野、所以成其事也。也。

桓公曰、成民之事、若何。管子対曰、四民者、勿使雜処。四民、謂士農工商也。雜処、則其言嘯、其事易。嘯、亂兒。易、變易也。公曰、処

士農工商、若何。管子対曰、昔聖王之処士也、使就市井、処農就田野。令夫士羣萃、而州処、萃、集也。州、聚也。問燕、則父

与父言義、子与子言孝。其事君者、言敬、其幼者、言悌。少而習焉、其心安焉、不見異物而遷焉。物、事也。遷、移也。是故、

其父兄之教、不肅而成。肅、疾也。其子弟之学、不劳而能。夫是故、士之子、恒為士。：夫是故、工之子、恒為工。：夫

是故、商之子、恒為商。令夫農羣萃、而州処。：夫是故、農之子、恒為農。野処而不暝。暝、近也。

(B) 桓公曰、定民之居、若何。管子対曰、制、国以為二十一郷。唐尚書云、四民之所居也。昭謂、国、国都城郭之域也。唯士工商而已。農不在焉。管子於此、制、国以為二十一郷。二千家為一郷。二十一郷、凡四万二千家。此管子所制、非周法也。工商之郷六。工商各三也。一土郷十五。唐尚書云、士与

野処而不暝。不在都邑之數。則下所云伍鄙是也。農

(C) 管子於是、制、国五家為軌。軌為之長。軌中一人、為之長也。十軌為里。里有司。為立有四里為連。連為之長。十連為郷。

郷有良人焉。賈侍中云、良人、郷士也。昭謂、良人、郷大夫也。以爲軍令。為軍掌。五家為軌。故五人為伍、軌長帥之。伍、所謂寄政也。

故五十人為小戎。里有司帥之。小戎、兵車也。此有司之所乘。故曰小戎。詩云、小戎。四里為連。故二百人為卒。連長帥之。

十連為郷。故二千人為旅。郷良人帥之。五郷一帥。故万人為一軍。五郷之帥帥之。五郷、每一軍為五郷也。郷帥、卿也。万

軍帥長。三軍故有中軍之鼓、有国子之鼓、有高子之鼓。春以蒐振旅。春田曰蒐。振、整也。旅、衆也。周禮、仲春教振旅、遂以蒐田也。

禮、仲秋教治兵。是故、卒伍整於里、軍旅整於郊。内教既成、令勿使遷徙。遷徙、猶改更也。猶、猶也。伍之人、祭祀同福、死喪同恤、恤、憂也

遂以彌田也。

遂以彌田也。

遂以彌田也。

遂以彌田也。

禍災共之。人与人相疇、家与家相疇。疇、匹世同居、少同游。故夜战声相聞、足以不乖、昼战目相視、足以相識。其  
歛欣足以相死。致死、以居同樂、行同和、死同哀。是故、守則同固、戰則同疆。君有此士也、三万人、以方行於天下、  
方、猶以誅無道、以屏周室。屏、猶藩也。天下大國之君、莫之能禦也。禦、當也。

(D) 桓公曰、伍鄙若何。管子上言參其國、而伍其鄙。管子對曰、相地而衰差、則民不移。相、視也。衰、差也。視土地之美  
移、徙政不旅旧、則民不偷。旧、君之故旧也。偷、苟且也。不以故人為師旅、則山沢各致其時、則民不苟。惡及所生出、以差征賦之輕重也。  
之心不苟。陸阜陵墀井田疇均、則民不憾。高平曰陸、大陸曰阜、大阜曰陵、墀、溝上之道也。九夫為井。無奪民時、則民  
得也。陸阜陵墀井田疇均、則民不憾。井間有溝。穀地曰田、麻地曰疇。均、平也。憾、恨也。

也。十邑為卒。卒有卒帥。十卒為鄉。鄉有鄉帥。三鄉為県。県有県帥。十県為屬。屬有大夫五屬。故立五大夫、各使  
治一屬焉。五屬、四十五正、正、長各使聽一屬焉。是故、正之政聽屬、正、五正也。聽、政聽、聽、県帥之治。下政  
聽郷。下政、県帥也。聽、郷帥之治。桓公曰、各保治爾所、無或淫怠而不聽治者。

とある。(註は呉の韋昭のものである。なお、以下註、注をとともに註として示すこととする。) (A)は管仲が桓公の問に答えて、むかし  
聖王が天下を治めるにあたって、その「国」を参分して三軍をつくり、その鄙を五分して五屬とする方法をとったこと、  
聖王が民を士・農・工・商という世襲の職によって区別し、雑り処らしめないようにしたこととを述べたものであ  
る。その際農民は田野に集り居らしめたとしている。(B)は管仲が「国」民の住居を定めるにあたり、「国」を二十一郷に  
分け、工・商を六郷におらしめ、士を十五郷におらしめるようにしたのを述べたものである。(C)は、管仲が「国」の(三  
軍を編成すべき)士を対象として五家を軌、十軌を里、四里を連、十連を郷というように次第に大きい組み合わせをつ  
くったが、そこでは、同伍の人々を日常生活の単位をなすものであると同時に、戦斗時の単位をなすものであるとしたこ  
と、を述べたものである。(D)は管仲が(五屬をなすべき)鄙の民の治めかたと、鄙の人々を対象として三十家を邑とし、  
十邑を卒とし、十卒を郷とし、三郷を県とし、十県を属とするというように次第に大きい組合せをつくるべきことを述べ

たものである。右において、農民が「国」の外＝鄙にいとされれているのは明かである。

さて、章昭は「国」を「郊以内」とし、鄙を「郊以外（の邑）」としている。また(D)で章昭は「制野鄙之政也。此以下、与郊内之政異也。」としている。これは結局、「国」＝「郊以内」が郊を含み、「郊以外」が郊を含まないということである。こうした国は自ら広義の「国」となる。「郊内」、「郊外」のうち、郊内だけが郊を含む用法は、周礼の鄭玄の註にもこれを窺うことができる。いま郊を含む広義の「国」の用法にふれてみよう。王国を中心とした区別として、周礼司徒教官之職に窺われるような、国、近郊、速郊、甸、稍、県、都といったものがある。この際、周知のように広義の「国」に郊を含むことがある。章昭の考えかたはそこに王国と諸侯の領土といった違いはあるにしても、それと相通ずるもので、諸侯の領土に「国」、郊、鄙という区別があるが、その広義の「国」は郊を含み、領土全体が聚落という観点からみた際、広義の「国」、鄙として表現される、としているのである。

また、図式的にいうと、（いままでとりあげてきた）春秋時代の諸侯の国では、中央に諸侯の宮殿、宗廟その他国の中枢をなすところがあつて、これが城（内城）でかこまれ、その外の相当の広がりをもつ地域に人々の聚落や田地があつて、それが城（外城）でかこまれる、という形が多かつたようである。右の齊国にあつてもそうしたことを想定すべきであらう。当時「国」という語が諸侯の外城以内の地を指す例が他にもあるが、右の広義の「国」を外城以内（＝郊まで）とする章昭の理解は正しいとすべきであらう。（以下「国」という際、とくに断らない限り、外城＝郭までを指すものとする。ただし、王国の場合であるが、その郊が恐らく外城よりも広く、それだけに広義の「国」＝郭までということはいえても、広義の「国」＝郭まで＝郊以内とはいえないと思われることもある。しかし本稿ではそれを論外とする。）

なお、右では、四民の住居を定め、その職分を尽させるにあたり、士を市井に就かせ、農を田野に就かせ、また、農・士・工・商互に交らないようにし、また、農の子が恒に農を為して野処し、不墮であるようにしている。市井については、儀礼士相見礼第三に、

凡自称于君、士大夫則曰下臣。宅者、在邦則曰市井之臣。在野則曰草茅之臣。庶人則曰刺草之臣。とある。この鄭玄の註に、

宅者、謂致仕者、去官而居宅。或在國中、或在野。

とあるが、右は「国」中を市井とし、「国」中に対するものとして野をあげていると考えてよからう。また、孟子万章章句下では、

万章曰、敢問、不見諸侯、何義也。孟子曰、在国曰市井之臣。在野曰草莽之臣。皆謂庶人。庶人不伝質為臣。不敢見於諸侯、礼也。

とある。漢の趙岐の註に、

在国、謂都邑也。民会於市。故曰市井之臣。在野居之曰草莽之臣。莽亦草也。(下略)

とあるが、ここにあっても「国」を市井とし、それに対するものとして野をあげている。このように見ると、「国」が市井であり、それに対して野があったことが察せられる。(儀礼と孟子との士大夫、士、庶人に関する見解のズレはここではとりあげないこととする。) 国語に見える市井は必ずやこうした「国」を意味するものであろう。

このように見ると、国語は、齊では管子のころ農民が「国」の外に住んでいたが、こうした状態は古くからあったとしている、といえよう。右の国語の記述が十分な正確さをもって管子による参国伍鄙の状態を伝えているとはいえぬにしても、それは春秋時代、「国」内にある土が軍事を負担し、「国」の外の野にある農民が専ら農耕に従事するという形があったのを察せしめるに足らう。岡崎文夫氏はこうした形を春秋初期(まで)のものとしておられるが、それが、(戦国時代に普遍的に見られる)農民も亦軍事を負担するかたちよりも古く、それだけに少なくとも春秋の初期のものであったのは間違いないところであろう。

ここで、逸周書作雒解第四十八を見ると、周の周公が雒邑をつくったときのこととして、王城、皇城などの大きさを述

べ、最後に、

都鄙不過百室。

とあり、続いて、

以便野事。耕桑之事。

とあり、さらに、

農居鄙、得以庶士。土居国家、得以諸侯大夫。居、治也。治鄙以農、治国家以大夫。

とある。(註は晋の孔晁のものである。) 同書皇門解第四十九に「大門宗子」の語がある。これは兄弟集団が同一大門内に住むことを前提とするが、右の百室の室は蓋し兄弟の構成する家のことであろう。(この家は(C)に見える、壮丁一人を核として構成される家とは違うわけである。) 右の都鄙の語について考えるに、国の語はほぼ春秋中期になると諸侯の支配する全領土を指すようになる。そこでは都鄙の意味も変化し、都は諸侯の領域で政治の中心となるところ、つまり、いままで述べてきたような「国」を意味し、鄙はそのそとの支配統治を受ける地方を指すことになる。(さきの齊語(A)の章昭の註の「国都」は、この変化した用法を用いた表現である。) 右の都鄙という表現にはそうしたのちの時代の用法が投影されている。すなわち、その都は、いままで述べてきた「国」にあたるもの、鄙はそうした「国」のそとの地方にある邑を意味するとすべきである。右では、この都を国家ともいっているわけである。さて、右の都鄙の鄙とその下の「農居鄙」の鄙とは同一のものに相違ない。つまり、ここでは農民は(百室に過ぎない)鄙に居住していることになる。(鄙は一人の諸侯の全領土にいくつもある。) こうした点からいうと、士は都国家に居住していることになる。孔晁の註に「居、治也。治鄙以農、治国家以大夫。」とあるのは、(その註自体が正しいものであるとすれば) このような観点から理解すべきであろう。ところで、孔晁の註では野事を「耕桑之事」としている。しかし、結論的にいうと、これは野の耕桑と、城内の事すなわち官人としての職務とを運ねていっていると考えられる。こうした事の用法としては、礼記曲礼上第一

に、「大夫、七十而致事。」（その鄭玄の註に、「致其所掌之事於君、而告老。」とある）とあるのがあげられる。つぎに便であるが、史記五帝本紀第一に、「九章既睦、便章百姓。」とあり、その索隱に、「古文尚書作平。此文蓋誦平為浦耕反。平既訓便。因作便章。其今文作弁章。古平字亦作便。音婢緣反。便則訓弁。遂為弁章。…」とあるが、こうした際の平のように「わか（分）つ」といった意味とされよう。つまり、「便野事」は、農のなすべきことと官人たる士のなすべきことを分つ、といった意味で、「農居鄙」以下はそれをうけたものと考えられる。周初の「国」都と鄙とがせいぜい百室に過ぎないということは、それが事実そのままでないにしても、周の封建の初期において「国」都と鄙とが一般にごく小さかったことを察せしめよう。この際、南者の大きさに差がないとしている点は、「国」都に農民がいないということと自ら相応ずるところが<sup>挿入</sup>あろう。

ちなみに、戦国策卷六趙惠文王下の条に、

且古者四海之内、分爲万国。城雖大、無過三百丈者、人雖衆、無過三千家者。…今取古之爲万国者、分以爲戦国七。…今千丈之城、万家之邑、相望也。

とある。この記事は戦国時代七雄がならびたつたところに視点を置いていとすべきである。従つてかつての三百丈程度の城をすべて諸侯の「国」城としていのかどうかはわからない。当時の「千丈之城」のように諸侯の「国」城でないものを含んでいるかも知れない。しかし右の記事において、かつての三百丈程度の城は現実には最大級の「国」城であったと想定して大過なからう。ただし、右の万国、三百丈、三千家という数字は、右の記事を含む議論の全体を見ると、そのまま信ずべきではない。またその三百丈、三千家には城内に農民が居住するようになっており、それだけに城の規模、城内の人口が大きくなっている当時の状態が投影されているとして大過なからう。（戦国時代における農民の住居についてはのちにふれる。）しかし、何れにしても右は極めて漠然とではあるが、かつて諸侯の「国」がのちにくらべるとごく小さかったのを示唆しているといえるであらう。



ここで若干のことを補記しておく。第一は、礼記少儀第十七に、

問士之子長幼。長則曰能耕矣。幼則曰能負薪、未能負薪。

とあるものについてである。これは士であつてもその子を農耕に従事させることがあつたのを示している。この鄭玄の註に、

士祿薄。子以農事為業。

とある。これは士が農民とは違い士としての収入—俸祿—によつて生活すべきであるが、ただその収入が多くないため子を農耕に従事させるのを示している。翻つて思うに、士はもともと族全体として共同生活をし、その基盤に田土やそれを耕作する「国」の外の農民の共同支配があつた（そこでは農民も族全体として共同生活をしてきたことであろう）が、のち士の「家」を單位に生活するようになり、その基盤に諸侯からの俸祿がある、という形に變つてきた。いまとりあげているのは後者の形になつてからの士であるが、そうした士にも（旧来通り）士としての（軍士などとなつた）職分があるのであるから、農耕は収入をより増すための手段に過ぎない。ところで、礼記王制第五には、士の収入について、

制、農田百畝。百畝之分、上農夫食九人。其次食八人、其次食七人、其次食六人。下農夫食五人。庶人在官者、其祿以是為差也。諸侯之下士、視上農夫。祿足以代其耕也。中士倍下士。上士倍中士。

とある。これは士と農民とを身分的に區別するとともに、諸侯の下士の収入が上農の収入にあたるのをいっている。（また、同じ王制第五に、諸侯の中士は十八人を食ましめ、諸侯の上士は三十六人を食ましめるとある。）それだけに士が（年長の子や弟などにより）農業を副次的に営んでいたことも多かつたであろう。しかし、そのことは士、農民が身分的に區別されていたことを別に否定するものではなからう。

第二は、齊語による限り、参国伍鄙は「国」中の士と「国」外の農民とをくみわけするものであるが、前者が旧来通り軍士の職分をもち、後者も旧来通り専ら農耕に従事するとすれば、一体何がその富国強兵策の眞のねらいであつたのか、

ということについてである。本節はその富国強兵策自体をとりあげるものではないが、別稿との関係から、そこに（族がほぼ分裂している）士、農民を小宗集団（この小宗集団は兄弟集団の意味）として把握すると同時に、新しく戦斗集団を構成するものとして、その壮丁を個人―（壮丁を夫とする夫婦と未成年の子とからなる）核家族の家単位に把握する目的が含まれていたと考えられるのを指摘しておきたい。春秋左氏伝桓公二年（西紀前六九四年）の伝に、

師服曰、吾聞、國家之立也、本大而末小。是以能固。故天子建國、諸侯立家、卿置側室、大夫有貳宗、士有隸子弟、庶人工商各有分親。皆有等衰。是以民服事其上、而下無覬覦。今晉甸侯也。而建國既弱矣。其能久乎。

とある。ここに見える士、庶人、工、商のことは当時の齊にあてて考えても大過なからう。士については、杜註に、「士卑。自以其子弟為僕隸。」とあるが、こうした理解は正しいとすべきである。そうすると右の士は核家族的構成をとるものでなく、兄弟集団をふまえているとすべきである。庶人については、杜註に「庶人無復尊卑。以親疏為分別也。」としているが、こうした点からだけでは士と同様のことがいえるかどうかはつきりしない。しかし、伝でそれを士と同じく喪服の対象としているのを見ると、巨視的にはやはり兄弟集団をふまえているとしてよからう。さて、支配者にとって、軍事力を強化するためには、いろいろの方法があるが、右の參國は、旧來の士たるべき族がほぼ兄弟集団に分裂しているような時点において、その兄弟集団の家を存続させながら、しかも戦士たるにたえる壮丁を、壮丁―核家族の家単位に掌握する方式をうちだしたものであり、そうした意味で民政に軍事を寓したものとされる。兄弟集団の家を存続させながら、しかも政治の運営をスムーズにするため壮丁十人―核家族の家十個を単位として國民を掌握するやりかたは、のち漢の什伍制として現われるが、右はそれと相通ずるところをもつものである。

第三に、「國」に住む士の構成についてであるが、すでに指摘されているように、周は殷を滅してのち、殷の諸族を多く成周洛陽に遷して新邑造宮にあたらせた。以後成周洛陽はこれらの定住するところでもあった。また、「國」内には支配者としての周の一族だけでなく、「國」成立以前から、「國」の土地に住んでいた、原住の比較的身分の上の諸族も亦住

んでいた。こうしたものも亦恐らくは右でいう士となつていたのであろう。

ここで、春秋左氏伝襄公三十年(西紀前五二二年)の伝を見ると、

(a)子産使都鄙有章、(b)上下有服、(c)田有封洫、(d)廬井有伍。(下略)

とある。この杜預の註に、それぞれ、

(a) 国都及辺鄙車服尊卑、各有分部也。

(b) 公卿大夫服、不相踰。

(c) 封、疆也。洫、溝也。

(d) 廬、舍也。九夫為井、使五家相保。

とある。さて、左氏会箋には(a)について何も記すところがないが、(c)について、

箋曰、周礼大司徒、正其畿疆、而封溝之。鄭注、封、起土界也。五溝五塗、井田法也。伝以封洫二字、包之。拠此文、

当時鄭国井田之法已壞。十年、子駟為田洫。子産亦因子駟之故、而修之耳。深四尺広四尺曰溝。深八尺広八尺曰洫。

杜姑拳其類、以曉人。非謂溝洫実同也。

とあり、(d)について、

廬、田中之廬也。云廬井有伍、則井田之伍也。若是邑中之伍、不当言井。五井相保、周礼無此法。春秋之時、風俗漸

漓、子産勸意制之、以防民偽耳。(下略)

とある。(b)については省略)右の都鄙の語は、さきにふれたような、ほぼ春秋中期以後の用法で、都は(本来の意味における)「国」を指し、鄙はそのその支配統治を受ける地方を指している。

さきに見たところとあわせ考えると、(d)の廬井が「国」より外の田野にあるものを意味するのはほぼ明かであろう。(d)の杜註も、その会箋も、ともに、井田制の影響を極めて大きく受けてはいるものの、廬井を田野にあるものとしているは

間違いない。なお、会箋で「(下略)」とした部分は、「下文云取我田疇而伍之、是也。」とあるものである。この「下文」は、同年の条の後方に、

(前略) 子産奔晋。子皮止之、而逐豊卷。豊卷奔晋。子産請其田里、三年而復之、反其田里及其入焉。從政一年。與人誦之、曰、取我衣冠而櫛之、取我田疇而伍之。孰殺子産。吾其与之。<sup>ヌスケン</sup>

とあるもののうちの——の部分指す。会箋に、「箋曰、里、居也。」とあり、また、「箋曰、一切経音義引倉頡篇曰、疇、耕也。趙岐孟子注、疇、一井也。伍之、即上文廬井有伍之伍。云取我田疇、明非五家相保(この「五家相保」は城内の)之伍(民の組織方法を意味する。)也。」とあるが、蓋し、会箋はこの田野の里——聚落にあるものを五井ごとに保するという意味にとっているのである。

## 二、とくに戦国時代、農民が城内と田野とに分れ住んでいたこと

管子(書名)小匡第二十に管子の改革が記されている。これは大綱においてほぼ第一節にあげた国語齊語のものと同じである。しかし、ここでは(B)の「土郷十五」が「土農郷十五」となっている。これに従うと、「国」内に士(、工、商)とならんで農もいることになる。(前節で引用した齊語の章昭の註のなかに見える唐尚書の見解では、「土郷十五」の士が土と農との二つからなるとしている。この「土郷十五」の士は工、商とならぶもの、ひいては農ともならぶべきものであるが、すでにそのまえの方に士、農、工、商の四民が出ていることでもあり、その土に農を含ませるのは無理である。けれども「国」に士農がいることが明示されていれば、自ら唐尚書の考えたように「国」内に士、農、工、商がすべていたことになる。)なお、齊語の(a)の「夫是故、農之子、恒為農、野処而不暱。」が、小匡では「是故農之子、常為農、樸野而不暱。」となっている。その唐の房玄齡の註に、「農人之子、朴質、而野不為姦慝。」とあるが、この小匡の記述では、少なくとも農が野に住んでいることは断定できない。ところで、管子大臣第十八には、

凡仕者近宮、不仕者与耕者近門、工賈近市。

とある。これは士、工、商とならんで農もまた「国」内（で城門の近く）にあるのを示しているといえよう。現行の管子が一度につくられたものでないのは明白であるが、こうした点に限っていえば、この小匡と大匡との記事は一応同一時期のものとしてよからう。

以上考察したところから、国語と管子とでは農民の住居地に関して相違があり、前者では「国」には農民がおらず、「国」外野にだけ農民がいた、ということになり、後者では「国」内にも「国」外野にも農民がいたということになる。ところで、前者では士だけが軍士となるべく定められており、農民は軍士とされていない。一方、後者では（少なくとも参国の際）農民を軍士としているのが理解されよう。両者の違いは農民を軍役に徵発するか否かということと相応じていると考えられる。さて、すでに指摘されているように、最初軍隊の構成員は士であった。農民に軍役の徵発が及んだのはのちのこと、それは戦国時代には一般的になっている。<sup>10</sup> また、のちにふれるように、おそらく戦国時代になると、城にも大きいものができ、そこに農民を多数含むようになっていく。してみると、管子の参国伍鄙は、参国だけについていえば、国語よりもちの時代のことを示しているとされよう。<sup>11</sup> なお、この際、伍鄙の農民も亦当然軍役を負担するようになったと考えるべきであろう。

ちなみに、さきに第一節で、参国伍鄙のときの士、農が、国語斉語では、（族がほぼ分裂して）小宗集団（としての兄弟集団）をなしていることを推測した。いまそうした点を管子について考えてみよう。管子問第二十四に、

国之棄人、何族之子弟也、問。

とあり、

郷之貧人、何族之別也、問。

とある。これらはこの問のつくられたころ族の分裂が生じつつあったことを示唆している。また、

宗子之収昆弟者、以貧從昆弟者、幾何、問。

とある。これは兄弟集団が存在しつつも、少なくとも経済面で各自の独立性が強まってきたことを示している。また、

余子父母存、不養、而出離者幾何人。…問。

とあり、

士之有田宅、身在陳列者幾何人。余子之勝甲兵、有行伍者幾何、問。

とある。これらはいまって三族制の家が存在すること、それにも分裂の傾向があったことを示している。管子は一度にできたものでなくて、つぎつぎに書き加えられてきたものである。それだけに内容に矛盾するところもあるが、右にあげた問は全体として族が次第に分裂の傾向を強め、そこに兄弟集団、(そのつぎの形態としての)三族制的なもの、さらに壮丁各自の経済的「独立」性を強めたもの(これは壮丁―核家族の家の出現に連なる)が生じつつあったのを示唆していると考えよう。こうした変化は徐々に、また複雑な形をとって生ずるが、管子の参国伍鄙は、こうした大勢をふまえた「改革」である、(また、国語の示すように春秋初期に参国伍鄙が行なわれたにしても、そこにそれを考えることが恐らく可能であろう)ということがいえよう。

なお、通典卷三食貨三郷党に、

齊桓公用管仲。管仲曰、夫善牧者、非以城郭也。輔之以什、司之以伍。伍無非其里、什無非其家。故奔亡者、無所匿、遷徙者、無所容。不求而得、不召而來。故人無流亡之意、吏無備追之憂。故主政可行於人、人心可繫於主。是以、制、国郊内則以五家為軌、軌十為里、里四為連、連十為鄉、鄉五為帥。国内十五鄉。自五至帥。郊外則三十家為邑、邑十為卒、卒十為鄉、鄉三為里、里四為連、連十為鄉、鄉五為帥。国内十五鄉。自五至帥。郊外則三十家為

とある。これは通典の撰者杜君佑がさきにあげた国語や管子の記事によって彼なりに書き改めたものであろう。この最後に「寓軍政焉。」とあるが、これは「国」の農民だけでなく鄙の農民にも、日常生活上の組織と軍事組織とを合致させる

というやりかたを及ぼしたという理解をもって書かれている。それは農民が城内にも入っていた戦国時代を舞台として、そこに管仲の改革を考えたものである、とされよう。

ここで「国」外野にある邑と城との関係について考えてみよう。まず春秋初期ごろまでであるが、さきに、逸周書作雒解に西周の初期、「国」、鄙が百室に過ぎないほど小さいとしているのを引用した。この数字はそのままとるべきでないけれども、もともとそれらが小さかったのを示唆しているといえよう。そうした鄙にも当然より大きいものより小さいものがあつたであろう。ところで、論語公冶長第五に、

子曰、十室之邑、必有忠信如丘者焉。不如丘之好学也。

とある。こうした小邑は必らずや孔子よりもまえにも存在して鄙をなしていたことであろう。なお、十室之邑という表現は、他に大戴礼記曾子制言下第五十六に、

（前略）是故君子錯在高山之上、深沢之汚、聚椽栗藜藿、而食之。<sup>(ママ)</sup> 生耕稼、以老十室之邑。是故、昔禹見耕者五耦、而式、過十室之邑、則下。為秉德之士存焉。

とある。また、春秋左氏伝成公十七年（西紀前五七四年）の伝に、

初鮑國、去鮑氏而來、為施孝叔臣。施氏卜宰。匡句須吉。施氏之宰、有百室之邑。与匡句須邑、使為宰<sup>(家宰のこと)</sup>。以讓鮑國而致邑焉。<sup>(下略)</sup>

とある。蓋しこうした鄙には一般的にいつて、後世にいうような城はなかったことであろう。

ただし、春秋時代にあつても、時期がくだるにつれ「国」城が次第に發達するが、旧來都といわれたもの（「国」城外の諸侯の一族の采邑）にもまた城をもつ大きいものが現われてくる。魯の三桓氏の場合、季孫氏の費邑、叔孫氏の郈邑、孟孫氏の郕邑はそれぞれ大邑で、そこには邑をめぐらす城壁と、そこを守る私兵とをもっていた。<sup>(註)</sup> この私兵は当然城内にいたことであろう。こうした私従の士は春秋中期以降激化してゆく世族間の争いの結果、没落、分散してゆく一族の子

弟、封邑（鄙）の農民の壮なるものなどからなる。旧来の士（工、商）以外のものが城に入ってくるという大勢下に農民が「国」や都の城内、とくに城内で城外の耕地に近いところに住むといったことも生じたであろう。前引のように、管子大匡第十八には、農民は城内で城門の近くに住んでいるとあるが、これはその一証となろう。

ここで戦国策卷四齊宣王の条を見ると、蘇秦の言として、

臨淄之中、七万户。臣竊度之、下戸三男子。三七十二一万。不待発於遠県、而臨淄之卒、固已二十一万矣。

とある。この臨淄は、戦国時代の城のうち大きいものの一つである。そこに見える七万户は兄弟集団の家を主とする、あるいはそれと三族制的な家とを主とする、とすべきである。この記事は、動乱期にあって、城内の民（恐らく農民を主とするもの）を多くもつほど、確實で迅速に調達できる軍役量が大きいとしているのを示唆している。これは城の規模をより大にし、農民をなるだけそのなかに入れようとすることに通ずるわけである。

このように見てきた際、改めて問題となるのは、かつて「国」城外に住んでいた農民がすべて発達した（古い表現でいった際の「国」や都の）城内に住むようになったのか、それとも依然として相当部分のものは城外に住んでいたのか、ということである。いまこれを取りあげてみよう。

すでにふれたように、国の語はほぼ春秋中期になると諸侯の支配する全領土を指すようになる。（そこでは、都、鄙の意味も変化し、都が諸侯の領域の政治の中心を指し、鄙は支配統治を受ける地方を示すようになってくる。）また、このころから「国」の外にいる農民も軍事負担（軍役を含む）を課されるようになる。こうしたことがからみあってであろうが、農民への軍事負担を問題とするにあたって、天子、諸侯などの支配の及ぶべき、耕作可能な土地を含む全地域を問題とすることが生じてくる。齊の景公（桓公の玄孫。西紀前四九〇年薨）のとき、大夫田穰直が司馬法をつくり、のち齊の威王（戦国時代の王）の大夫らが古法を追論してまた司馬法をつくり、穰直に附したという（周礼小司徒の註）が、こうした司馬法や戦国時代に魏の李悝がつくったという「地力を尽す教」などにそれがみえる。



ところで、こうした場合人々の住居が城外にもあるとする理解が見える。ここで、漢書卷二十三刑法志を見ると、周のこととして、

天下既定、戡賊干戈、教以文徳。而猶立司馬之官、設六軍之衆、因井田而制軍賦。地方一里為井、井十為通、通十為成、成十為終、終十為同。同方百里。同十為封、封十為畿。畿方千里。有税有租。税以足食、賦以足兵。故四井為邑、四邑為丘。丘十六井也。有戎馬一匹、牛三頭。四丘為甸。甸六十四井也。有戎馬四匹、兵車一乘、牛十二頭、甲士三人、卒七十二人。干戈備具。是謂乘馬之法。一同百里、提封万井。除山川沈<sub>(沈)</sub>斥、城池邑居、園囿術路、三千六百井、定出賦六千四百井、戎馬四百匹、兵車百乘。此卿大夫采地之者也。是謂百乘之家。一封三百一十六里、提封十万井。定出賦六万四千井、戎馬四千匹、兵車千乘。此諸侯之大者也。是謂千乘之國。天子畿方千里、提封百万井。定出賦六十四万井、戎馬四万匹、兵車万乘。故稱万乘之主。

とある。司馬法は同一人が一時につくったものでないだけにいろいろなものが示されているが、これも右の司馬法の一つあるいは、それらと並んで出てきた司馬法の一つと考えて誤りあるまい。ここでは、天子、諸侯、卿、大夫ともにその領土全域が問題とされ、かつその大約三分の一が可耕地とされていたのが知られる。この際注目すべきは、この司馬法において、山川沈<sub>(沈)</sub>斥、城池邑居、園囿術路がそれから除かれていることである。この邑居は城池とならべられたものであるから、城（これは広義の城と解すべきである）（池）の外にあるものとしなければならない。もちろん城内にも邑居はあるわけであるから、この際の邑居の邑は釈名の「邑、人聚會之称也。」といった意味のものが、限定的に城外にあるものとされているとすべきである。右は、司馬法がとりあげている真の時期つまり、農民にも軍役負担のかかる春秋中期以後において、住民が城外にも住んでいたのを暗々裏に物語っているとされよう。（なお、山川、沈<sub>(沈)</sub>斥、城池、邑居、園囿、術路は、城池と邑居の場合に限らず、他にも相重なる場合がある。しかし、司馬法が問題としているのは、山川以下のそれぞれの名称で示されるものが独自に不可耕地をなすということで、そこでの相互の重なりは問題ではない。こうした点はつ

ぎに述べる礼記王制の記事にもあてはまる。) つぎに、礼記王制第五を見ると、

凡四海之内、断長補短、方三千里。為田、八十万億一萬億畝。方百里者、為田、九十億畝。山陵林麓川沢溝瀆城郭宮室塗巷、三分去一、其余六十億畝。

とある。この疏に、

為田、八十万億一萬億畝、以一州方千里、九州方三千里、三三如九、為方千里者有九。一箇千里有九萬億畝。九箇千里、九九八十一。故有八十一萬億畝。但記文詳具於八十。整数之下、云万億、是八十箇万億。又云一一万億、言是詳也。以前文誤為万億、此則因前文之誤、更以万億言之。

とあるが、右はこれに従って読むべきであろう。右に見える宮室であるが、爾雅釈宮第五に、

宮謂之室、室謂之宮。

とあり、その晋の郭璞の註に、

皆所以通古今之異語、明同実而兩名。

とあり、その疏に、

(前略) 是土庶人、皆有宮称也。至秦漢以來、乃定為至尊所居之称。

とある。この宮室は民の住居を含む住居のこととして理解すべきであるが、右の記事の宮室はこうしたもののうち城外にあるものであろう。

さて、春秋末から戦国にかけて、国鄙の性格はさらに変化する。戦国時代の国では(都にいる)家父長制的君主がその領有する邑を県という形で支配する、いわば郡県制的専制支配が全面的に進行するが、県の上には郡がおかれ、県の下には郷がおかれ、かつての邑(春秋初期に都・鄙といわれた邑の後身として一応理解できるものを含む)はその大小の規模によりあるいは県に、あるいは郷(亭)に再編成される。こうした変化については、すでに増淵龍夫氏が大きい見通し

のうえにたつて優れた見解を示しておられる。さて、史記卷四周本紀四を見ると、

西周君犇秦。頓首受罪。尽獻其邑三十六口三万。

とある。これでは一邑の平均人口千人足らず、一家五人として一邑平均二百家足らずということになる。西周君が秦に犇ったのは戦国時代の終りのことである。右はあくまで平均数であるから、そこには一邑で百家に足りないものも多数あったであろう。こうした邑は蓋し郡、県、郷などに再編成されていたことであろうが、そこに城をもたぬものが多かったのは、これを察するにたかくない。増2)

ところで、さきにごく小さい鄙のあったことにふれた。そうした鄙<sup>⑤</sup>小邑はのち発達して郡、県、郷、亭になったこともあったであろうが、恐らくは郡、県、郷、亭の支配下にある、独立した里となったことであろう。これを直接的に物語る史料は見当たらないようであるが、間接的にはこれを窺うことができる。水経注卷二十五泗水に、

從征記曰、洙泗二水、交于魯城東北十七里。闕里背洙面泗、南北一百二十步、東西六十步。四門各有石闔。北門去洙水百步余。…史記冢記、王隱地道記咸言、葬孔子于魯城北泗水上。今泗水南有孔子冢。…譙周云、孔子死後、魯人就冢次而居者、百有余家。命曰孔里。孔叢曰、夫子墓塋、方一里、在魯城北泗水上。

とあり、史記卷四十七孔子世家に、

孔子葬魯城北泗上。…弟子及魯人、往從冢而家者、百有余室。因命曰孔里。魯世世相伝、以歲時奉祠孔子冢。とあり、その集解に、

皇覽曰、孔子冢、去城一里。冢塋百畝、冢、南北広十步、東西十三步、高一丈二尺。（下略）

とある。これらをおわせみた際、孔里が城外に独立した聚落として存在していたこととならんで、その孔里という名称が恐らく漢よりまえ、戦国のころからあったであろうこと、また、その孔里が一応百家をいれる程度のものであったのが察せられよう。こうした独立した小さい里があったということは、小さい鄙<sup>⑥</sup>小邑が改めて里となったことを察せしめる

のではなからうか。そこにはとても城らしいものはなかったであろう。<sup>16</sup> 何れにしても右は戦国時代郡、県、郷、亭の支配下に、独立した小邑としての里があり、かつそこに、城がなかったことを察せしめるに足らう。

かつて別稿で漢時代人々の聚落が城内だけでなく城外にもあることにふれたが、<sup>17</sup> 本稿でいままで見つけたところから、その大勢はすでにそれ以前からあったということにならう。

なお、莊子胠篋第十に、

昔者齊國、鄒邑相望、雞犬之音相聞。罔罟之所布、耒耨之所刺、<sup>タガヤス</sup>方二千余里。闔四境內、所以立宗廟社稷、治邑屋州閭鄉曲者、曷嘗不法聖人哉。

とあり、孟子公孫丑章句上に、

夏后殷周之盛、地未有過千里者也。而齊有其地矣。雞鳴狗吠相聞、而達乎四境。而齊有其民矣。地不改辟矣、民不改聚矣。行仁政而王、莫之能禦也。

とあり、戦国策卷七上魏上襄王に、

蘇子為趙合縱。說魏王曰、：塞方千里。塞名雖小、然廬田廡舍、曾無所芻牧牛馬之塞。人民之多、日夜行不休已。無以異於三軍之衆。臣竊料之、大王之國、不下於楚。(下略)

とある。これらは齊や魏のような強國ではいたるところに聚落が散在し、そこに人々が住んでいたのを察せしめる。こうした聚落の大多数のものは城をもたなかったとしてよいのではなからうか。<sup>18</sup>

### 三、井田制における農民の住居

現在井田制は架空のことであるとるに足りない、という見かたも強いようである。もちろん孟子、周礼などにでてくる井田制がそのまま実在した筈はない。しかし、井田制やその(漢時代ごろまでの)説明には、何らかの形で、かつての社会の

実態なりその理解なりが投影されていることがある。また、井田制との関連においてとりあげられた記述のなかには他の史料の不足を補うものもある。それだけに、春秋戦国時代（漢時代）の民衆の生活を考察するにあたっては、一応井田制に配慮する必要があると考えられる。本節はそうした立場で井田制をみようとするものである。

井田制やその説明（以下、井田制説という）における農民の住居は大別して三つになる。

第一は、井田農民が全部城外に住んでいとするものである。前漢の韓詩外伝卷四に、

古者八家而井田。方里为一井。……其田九百畝。広十歩長百歩為十畝。広百歩長百歩為百畝。八家為鄰、家得百畝。余夫各得二十五畝。家為公田十畝。余二十畝、共為廬舍、各得二畝半。八家相保、出入更守、疾疾相愛、患難相救、有無相貸、飲食相召、嫁娶相謀、漁獵分得、仁恩施行。是以、其民和親而相好。詩曰、中田有廬、疆場有瓜。

とある。ここに見える廬舍は、（孟子のいう五畝の宅ではなく）二畝半に過ぎないが、田野にある恒常的な住居とすべきである。この際の聚落は八家ということになる。また、春秋穀梁伝宣公十五年の伝に、

(a) 古者公田為居。(b) 井竈葱韭、尽取焉。

とある。晋の范甯の集解には(a)について、

八家共居。

とあり、(b)について

損其廬舍、家作一園、以種五菜。外種楸桑、以備養生送死。

とある。この伝も集解ともに井田農民が（その井田のある）田野に住んでいるという理解をもっている。前記事はもちろんのこと、後記事（伝）も恐らく漢に入って書かれたものであろうが、このように井田農民が「国」外に田野に住んでいるとする説があるわけである。これは恐らく、第一節でとりあげたような、春秋初期（まで）における農民のありかたをふまえたものであろう。

第二は、井田農民が城内と城外（井田のなか）とに分れ住んでいるとするものである。春秋公羊伝宣公十五年の伝の漢の何休の註に、

(a) 是故聖人制井田之法、而口分之。一夫一婦、受田百畝。以養父母妻子。五口為一家。公田十畝、即所謂什一而稅也。廬舍二畝半。凡為田一頃十二畝半。八家而九頃。共為一井。故曰井田。廬舍在內、貴人也。公田次之。重公也。私田在外。賤私也。井田之義、一曰、無泄地氣。二曰、無費一家。三曰、同風俗。四曰、合巧拙。五曰、通財貨。因井田以為市。故俗語曰、市井。種穀、不得種一穀。以備災害。田中不得有樹、以妨五穀。還廬舍、種桑荻雜菜。畜五母雞而母家。瓜果種疆畔。女工蠶織。老者得衣帛焉、得食肉焉。死者得葬焉。多於五口、名曰余夫。余夫以率受田二十五畝。十井共出兵車一乘。司空謹別田之高下善惡、分為三品。上田一歲一墾。中田二歲一墾。下田三歲一墾。肥饒不得獨樂。墻塼不得獨苦。故三年一換主易居。財均力平、兵車素定。是謂均民力、疆國家。

とあり、続いて、

(b) 在田曰廬。在邑曰里。

とあり、さらに続いて、

(c) 一里八十戸。八家共一巷。中里為校室。選其耆老有高德者、名曰父老。其有弁護伉健者、為里正。皆受倍田、得乘馬。父老、比三老孝弟官屬。里正、比庶人在官吏民。春夏出田、秋冬入保城郭。田作之時、春、父老及里正、且開門、坐塾上。晏出、後時者、不得出。莫、不持樵者、不得入。五穀畢入、民皆居宅。里正趨緝績。男女同巷、相從夜績、至於中。故女功一月得四十五日作。從十月、尽正月止。男女有所怨恨、相從而歌。饑者歌其食、勞者歌其事。

とある。(a)の市井は、第一節でとりあげた市井と直接関係はない。(b)の田は城外の田野のことであり、邑は城内の邑のことである。(c)は城邑の里に住むべきものは常時そこに住み、春夏に城外の自己の耕作する土地に出かけるときも日中だけであることを示している。(c)がこうした実態をもっているとすると、(b)の「在田曰廬」は自ら「在邑曰里」と対比すべき

ものとして、田野（城邑のそと）に常住するものがあり、かつその住居区域を廩といったことを示しているとされよう。この際、(a)で廩舎二畝半が田野の井田の「中心部」に設けられたのを「貴人也」としていること、廩舎で（常時世話をしなければならぬ）雞や豕を養っていること、をあわせ考えると、井田農民が城邑内と田野とに在る、としているのであるという推定がより確実性をますであらう。

さて、右の記事には矛盾がある。いまその矛盾をとりあげるが、それに先立って孟子の井田制説にふれておく。これは田一井 $\parallel$ 田九百畝が八家にわりあてられ、それぞれが私田一頃 $\parallel$ 私田百畝と公田十畝とを耕し、その十畝の收穫を什一の税として納める。また、残りの二畝半を「廩舎」用とするが、この「廩舎」は農事用のかりごやともいへば、彼らは城内に別に五畝の宅を与えられる、といった形で理解される。ところで、右では、始めに、(a)において、かなり大幅に孟子の井田制説をとり入れ、八家単位に、それぞれが合計一頃十二畝半（私田一頃、公田十畝、「廩舎」用二畝半）をわりあてられる（この際、耕作すべき田はすべて不易とすべきである）としているが、あとでは、(b)、(c)において孟子の説とは違ひ八家の住居をあるいは井田中にありとし、あるいは城中にありとしている。後者の場合、(a)の廩舎についての「貴人也」という説明はなりたたなくなり、城中の農民にとって「廩舎」は自ら農事小屋といったものになる。また、(a)の方では周礼の井田制説をとり、耕作すべき田を不易、一易、再易に分けているが、これは孟子の井田制説によって一井 $\parallel$ 九百畝を八家にわりあてるやりかたと相反する。（もし、一井内の耕地がすべて再易であれば、一井は三家が耕作するのにも不足することになる。）こうした論旨が一貫しない井田制説が示されていることは、そこに何とかして孟子系統の井田制説と周礼の井田制説とをともにとり入れようとするあらわれがある、として理解すべきであらうが、それと同時に、巨視的にとりあげた際、戦国時代以来引続いて農民が城内にも城外にもいたことが影響しているとして大過ないのではなからうか。

ここで若干のことを補足して述べておく。まず、「在邑田里」という表現についてであるが、周礼卷十三司徒教官之職載

師を見ると、「以廩里、任国中之地。(この国は王国のことである。)」とあるものの、鄭玄の註に、

玄謂、廩里者、若今云邑里居矣。

とある。これから、漢時代城内の人々の聚落を「邑里居」といつていたのが察せられる。邑とか里とかいう語にはいろいろな用法があるが、漢時代城内の里がほぼ整然とした区域に、ある一定の数の家を単位として存在していたこと、(c)でそうした城内の井田農民をとりあげること、城内の居住に關し「邑里居」といつた表現のあること、などをむすびつけて、「在邑曰里」といつた説明をした、と考えることができよう。

つぎに、廩舎という表現についてであるが、後漢書卷三十二樊宏伝に、

(樊) 重性温厚、有法度。三世共財。子孫礼敬、常若公家。其管理産業、物無棄。∴故能上下戮力、財利歲倍。至乃

開広田土三百余頃。其所起廩舎、皆有重堂高閣。(下略)

とある。この廩舎が城内にあつたのかそれとも城外の田野にあつたのかはわからないが、何れにしても人が常時住んでゐるすまいとすべきは明かであろう。漢時代こつした廩舎の用法があつたのは、(a)の廩舎を考える際重要なことである。

つぎに、城内にある井田農民の住居についてであるが、城内の井田農民が八家で一巷をなすという際、その八家という数字は、(a)の最初の田野の井田農民が八家で小聚落をなし、かつ二畝半の廩舎をもつというのと対応しているとすべきであろう。そうしたことを考えると、これに城内の二畝半の住居をあてることが容易であろう。つまり、何休の説では井田農民は田野にあつても、城内にあつてもともに二畝半の住居をもつてゐた、とすることが十分可能なのである。

なお、漢書卷二十四食貨志上に、

(a) 井方一里。是為九夫。八家共之。各受私田百畝公田十畝。是為八百八十畝。余二十畝以為廩舎。出入相友、守望相助、疾病相救。民以是和睦、而教化斉同。力役生産、可得而平也。民受田、上田夫百畝、中田夫二百畝、下田夫三百畝。歲耕種者、為不易上田。休一歲者、為一易中田。休二歲者、為再易下田。三歲更耕之。∴其家衆男為余夫。亦



以口受田、如比。：種穀、必雜五種、以備災害。田中不得有樹、用妨五穀。力耕數耘、收穫、如寇盜之至。還廬樹桑。菜茹有畦。瓜瓠果蓏、殖於疆場。雞豚狗彘毋失其時、女修蠶織、則五十可以衣帛、七十可以食肉。

(b) 在野曰廬。在邑曰里。

(c) 五家為鄰、五鄰為里、四里為族、五族為党、五党為州、五州為鄉。鄉方二千五百戶也。鄰長位下士。自此以上、稍登一級、至鄉而為卿也。於是、里有序。而鄉有序。序以明教、庠以行禮、而視化焉。春令民畢出在野、冬則畢入於邑。：春將出民、里胥平旦坐於右塾、鄰長坐於左塾。畢出、然後歸。夕亦如之。入者必持薪樵、輕重相分。班白不提挈。冬民既入。婦人同巷、相從夜績。女工一月得四十五日。必相從者、所以省費燎火、同巧拙、而合習俗也。男女有不得其所者、因相与歌詠、各言其傷。

とある。さきの(a)、(b)、(c)は基本的に(a)、(b)、(c)と相応ずるとされよう。つまり、この食貨志の記述にあっても、(a)の場合と同様、(a)のなかに、孟子の井田制（常時すべての公私田を耕作する井田制）と周礼系統の井田制（不易の上田、一易の中田、再易の下田の区別のある井田制）とが一つのものとしてまじりあっているといたつた矛盾を含んではいるが、井田農民が田野に住むものと城内に住むものとに分けられているとすべきであろう。とくに、(a)に見えないところであるが、(a)に「出入相友、守望相助、疾病相救。民以是和睦、而教化斉同。力役生産、可得而平也。」とあるものは、終始田野の廬舎にいる井田農民についていっているとされるであろう。なお、顔師古の註には、

師古曰、廬、田中屋也。春夏居之、秋冬即去。

とあり、

師古曰、廬各在其田中、而里聚居也。

とある。これに従うと、同じ井田農民が春夏は田野に住み秋冬は城内に住むということになる。こうした理解は、井田制を専ら孟子の井田制によって考えた際生じてくるものの一つであるが、それについてはあとでふれる。

第三は、井田農民が全部城内に住んでいるとするものである。周礼では王のいる国、郊、その外の野、諸侯などの封ぜられた都鄙といった区別があるが、周礼司徒教官之職載師に「以廩里、任国中之地。(下略)」とあるものの、鄭玄の註に、すでに一部を引用したが、

玄謂、廩里者、若今云邑里居矣。廩、民居之区域也。里、居也。…以廩里、任国中。而遂人職授民田、夫一廩田百畝。是廩里、不謂民之邑居在都城者与。

とある。これは鄭玄が王のいる(狭義の)国の城内に人々がすべて住むとしているのを物語っている<sup>⑧</sup>。また、周礼司徒教官之職遂人の鄭玄の註に、

(前略) 廩、居也。楊子雲有田一廩。謂百晦之居也。玄謂、廩、城邑之居。孟子所云、五晦之宅、樹之以桑麻者也。

六遂之民、可受一廩。雖上地、猶有萊。皆所以饒遠也。王莽時、城郭中宅、不樹者、為不毛、出三夫之布。

とある。これは鄭玄が野(六遂)にあっても人々がすべて城内に住むとしているのを物語っている。また、周礼卷十司徒教官之職大司徒に、「凡造都鄙、制其地域、而封溝之。以其室數制之。(下略)」とあるものの鄭玄の註のなかに、

城郭之宅曰室。詩云、嗟我婦子、曰為改歲。入此室處。以其室數制之。

とある。これは、その疏に「又引詩者、是七月詩。取証室在城内、於其室數、制城外井邑。」とあるが、人々が城内にいるとの理解をもって書かれたものである。(この井邑は、井田のことである。)諸侯の鄙についての鄭玄の見解は見られないようであるが、一応それらも城内にあるとしていたとされよう。

さて、右の周礼遂人の註から、鄭玄が井田農民の住居を考えるにあたり、孟子の井田制説をよりどころとしているのがわかる。孟子の説く五畝の宅については古来二つの説がある。その一つは五畝の宅が鄭玄のいうように城内にあるとするものである。他の一つは五畝のうち二畝半が城内にあり残り二畝半が公田の内にあるとするものである。孟子梁惠王章句上の漢の趙岐の註に、

廬井邑居、各二畝半、以為宅。冬入保城、二畝半。故為五畝也。

とあるのはそれを物語っている。この両者の優劣について、加藤繁氏は、どちらかといえば鄭玄に与する。五畝之宅の一語が邑と田とに二畝半ずつとあるのを一括していったとは思えない。一方は永久的住宅、他方は一時的な廬舎を単に幾畝の宅とってしまうのは無理である。孟子中三箇所に見える五畝之宅はどうしても一箇所の宅地としなければならぬ、といった趣旨を述べておられるが、孟子の五畝之宅の説明そのものとしては鄭玄の理解が正しいとすべきであろう。ところで、井田農民の住居＝宅を五畝とすれば、孟子の説く井田制においては、井田中には各家とも二畝半の住地しかないのであるから、その二畝半を農事小屋をおくところといったものとし、五畝を城内にあるとせざるをえない。

ところで、鄭玄は周礼載師の註のなかで、住民が城外にも住んでいるという礼記王制の説（第二節で引用したもの）をあげている。また周礼小司徒及び論語の鄭玄の註によると、鄭玄は司馬法を見ている。（それらはさきに第二節で引用した漢書食貨志のものと同ズレがあるが、それにしてもそうした司馬法に城外に人々が住んでいたことが示されていたのは間違いないであろう。）そうすると、鄭玄は周礼の井田の記事を説明するにあたり、礼記王制、司馬法の記述と合致しない孟子の説をあえてとっているということになる。この点については、孟子の時代、城の規模が次第に大きくなりつつあり、それと相応じて農民が城内に住むことが盛んとなっていたことをふまえて、孟子が井田制を「創作」するにあたり、農民をすべて城内にあるとし、鄭玄がそれに基いて説をたてた、という推定ができるのではなからうか。

## む す び

本稿で述べようとしたことの要旨はほぼつぎの通りである。

(一) 春秋時代の聚落（邑）には「国」から十室程度の小さいものであった。

(二) 「国」は四周に城を構築するが、かつて「国」城内には士（工、商）が住み、農民は「国」城外（＝野）の鄙

の邑に住んでいたと考えられる。その際、「国」城はあまり大きくなく、鄙は小さかった。

(三) しかし、時期が降ると、「国」城の規模は大きくなり、一部の都も大きくなって城をもつようになった。そこに農民(の一部)が入って住むようになった。

(四) 戦国時代になると、かつての「国」・都・鄙の邑や、新しく設けられた邑、旧来の邑をいくつか統合した邑といったものが、郡、県、郷、亭、里などの邑となったと推定される。こうした邑のなかには城をもつものもたないものもあった。

(五) 司馬法にも戦国時代農民が城内と城外とに住んでいたことが窺われる。

(六) 城内(とくに相当大きい城の内)にあっては、ある程度整齊されたいくつかの居住区画のなかにそれぞれほぼ同数の戸があったが、城外にある邑の戸数はさまざまであった。

(七) 井田制説には始め農民が専ら城外に住んでいた状態、のち農民が城内にも城外にも住むようになった状態、城の規模が一段と大きくなり、農民が盛んに城内に住むようになった状態、などがそれぞれ投影されていると考えられる。

なお、本稿はやや図式的に事を論じて春秋時代の諸国の「改革」の実態、地域差といったことをとりあげておらず、また、秦の「開阡陌」の問題、秦漢の城内の里にも一面で自然村落的性格が強かったこと、などにもふれていない。そうした点で不充分なものであるが、「開阡陌」については次稿でとりあげることとし、その他についても次第に考察の歩を進めたいと思つて<sup>22</sup>いる。

註

- (1) 拙稿、「漢魏晋南朝の郷・亭・里」(『東洋学報第五』十三卷第一号) 参照。
  - (2) 拙稿、「秦の商鞅の変法をめぐって」(未発表)
  - (3)・(4) 「国」、鄙、邑、都については、増淵龍夫氏、「春秋戦国時代の社会と国家」(『岩波講座「世界歴史4」』所収)・宇都木章氏、「宗族制と邑制」(『古代史講義』座6) 所収) 参照。
  - (5) 岡崎文夫氏、「参国伍鄙の制に就て」(『羽田博士頌寿記念』参照。参国伍鄙に関しては、他に、前掲、「春秋戦国時代の社会と国家」・太田幸男氏、「斉の田氏について」(『歴史学研究』第三五〇号) 参照。
  - (6) 松本光雄氏、「中国古代の邑と民・人との関係」(『山梨大学学芸学部』研究報告第二号) 参照。
  - (7) 城の発達については、大島利一氏、「中国古代の城について」(『東方学報』京・渡辺卓氏、「墨家の守禦した城邑について」(『東方二十輯』) 参照。
  - (8) 拙稿、「什伍制をめぐって」(『東方学報』第四十一輯) 参照。
  - (9) 前掲、「春秋戦国時代の社会と国家」参照。
  - (9') ちなみに、漢書卷九十九中王莽伝中に、  
莽曰、古者設廬井。八家、一夫一婦、田百畝。什一而税。(下略)
- とある。この廬井と本文で引用した廬井とは、田野にあるものという点で同一のもの(あるいは同質のもの)とされよう。
- (10) 軍事負担については、前掲、「春秋戦国時代の社会と国家」・松本光雄氏、「中国古代社会に於ける分邑と宗と賦について」(『山梨大学学芸学部』研究報告第四号)・宮崎市定氏、「中国古代賦税制度」(『アジア史研究』第一) 所収) など参照。
  - (11) 前掲、「参国伍鄙の制に就て」参照。
  - (12)・(13) 前掲、「春秋戦国時代の社会と国家」参照。
  - (14) 戦国時代の都市については、宮崎市定氏、「戦国時代の都市」(『東方学会創立十五周年記念「東方学論集」』所収) 参照。
  - (15) 前掲、「春秋戦国時代の社会と国家」参照。
  - (16) 以上の考察を通じて、松本雅明氏の、周の支配者の邑は都として繁栄し、多くの人口を擁し、商工業もまた発達していた。しかしその間には多くの村落的な邑が存在し、それらは村(松本氏の表現による)の土地神である「社」を中心に結合し、農業を

宮んだ。むしろ当時の生産の中心である農業は、かれらによって宮まれたとする見解〔岩波講座世界歴史4〕は重要である。

(17) 前掲、「漢魏晋南朝の郷・亭・里」参照。

(18) 五井直弘氏、「後漢王朝と豪族」〔岩波講座世界歴史4〕所収が戦国から漢にかけての聚落と城郭との関係をとらあげている。また、春秋時代に新らしく設けられた邑については、五井直弘氏、「春秋時代の晋の大夫祁氏・羊舌氏の邑について——中国古代理史試論——」〔中国古代理史研〕に注目すべき論述がある。

(19)・(20) 周礼のこの国は、(周礼における)狭義の国である。この国やそのその郊は、いまままでとりあげてきた国や郊とやや性格を異にする。鄭玄はこの際、この国をいまままでとりあげてきた広義の「国」に擬して事を論じているわけである。

(21) 加藤繁氏、「支那古田制の研究」〔支那經濟史考〕参照。

(22) 本稿全体を通じたものとして、天野元之助氏、「中国古代理農業の展開——華北農業の形成過程——」〔東方學報〕第三十冊参照。

補(1) もし、本文の都・鄙・国(家?)がそれぞれ本来の意味をもつものであるとした際、本来都・鄙がごく小さく、かつ本来「国」には農民がいないということになろう。こうした点は、本稿の論旨をささえることはあっても、否定することはない。(そこでは恐らく都にも農民があり、その都に封ぜられたものもつ支配者層士は「国」にあるということになるのである。この点については後日さらに考えることとする。)

補(2) ここでいう郡・県・郷・亭は、それぞれの治所の邑の意味である。

## Communities in the Chankuo Era

Shigeaki OCHI

The essentials I intended to point out are as follows:

- (1) The communities (*i* 邑) in the Ch'unch'iu 春秋 era are various, from a kuo (國) which a lord inhabited to a small community of about ten shihs (室).
- (2) A kuo constructs a castle. Formerly gentlemen (with artisans and merchants) lived in the castle. Peasants inhabited the community in yeh (野), namely outside of the castle of kuo (such an *i* was called *pi* 鄙). In these days the castle was not so big.
- (3) But in the later era the scale of kuo-castle became larger and (a part of) peasants entered and lived in the castle. A part of *pis* too became bigger and came to have the castle.
- (4) In Chankuo era it can be assumed that the former kuo, the old *i* of *pi*, the newly-established *i* and the *i* which integrated several old *is* became chün 郡, hsien 縣, hsiang 鄉, t'ing 亭 and li 里. Some of such *is* had the castle, but some had not.
- (5) In accordance with the Ssūmafa 司馬法, we can assume that in the Chankuo era peasants lived inside and outside of the castle.
- (6) Inside of a castle (especially a considerably large castle) there were the same number of *hus* 戶 in every residential section which was well-regulated to a degree. But in an *i* outside of the castle, the number of *hus* was various.
- (7) The chingt'tien 井田 system (which can be divided into several patterns according to its contents) describes the residence of peasants. This description reflects the first situation of peasants inhabiting exclusively out of the castle, the second situation of peasants inhabiting both inside and outside of the castle, and the third situation of peasants inhabiting actively inside of the castle, because of the larger scale of castle.

All the more, we cannot uniformly answer to the question where the peasants were obliged to live in the Chint'ien system.